

○更別村ふるさと創生基金事業助成金交付要綱

平成26年4月25日訓令第14号

改正 平成27年6月18日訓令第14号

平成29年3月31日訓令第16号

令和2年3月31日訓令第15号

令和4年6月24日訓令第20号

更別村ふるさと創生基金事業助成金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、更別村ふるさと創生事業基金条例（平成元年条例第13号。以下「条例」という。）第1条の規定に基づき、明るく、豊かで、活力のある独創的、個性的な村づくりに寄与する民間の事業を支援する助成制度を創設し、条例第7条の規定により補助金の交付に対する要綱を定めることを目的とする。

(用語の定義)

**第2条** この要綱においての用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 商工業者 商工会法（昭和35年法律第89号）第2条に定める定義を準用する。ただし、営業形態については、毎月10日以上継続的に営業されるもの
- (2) 空き店舗、空き家 建物としての効用を保っているにもかかわらず、店舗又は住居としての利用がされていない状況で、かつ店舗として活用が出来るもの
- (3) 市街地区 更別村行政区域条例（平成22年条例第23号）行政区設定図更別市街図及び上更別市街図に示す市街地の区域
- (4) 特産品 本村で生産される農畜産物等やそれらの加工品

(助成対象者)

**第3条** 助成金の交付対象となる事業者等（以下「助成対象者」という。）は、村内に住所を有する個人、団体及び法人とし、団体及び法人においては代表者が村内に住所を有する者とし、次条第1項第3号及び第4号に関する事業については、新規に村内で事業を開始する個人、団体及び法人で事業開始までに住所を有する者も含むものとする。ただし、いずれも税金等の未納があるものは、助成対象者から除くものとする。

(助成対象事業等)

**第4条** この要綱に基づく補助の対象となるものは、次の各号に掲げる事業とし、その詳細は別表に定めるものとする。

- (1) 地域づくり対策事業 地域特性を活かし、自主性、独創性に富んだ活力ある地域づくりを行う者に支援を行い、地域の活性化と地域の振興を図る事業
- (2) 特産品開発チャレンジ事業 村において特産品の開発研究等事業を積極的に実施する者に対して必要な援助を行い、本村の経済発展と知名度の向上に寄与する事業
- (3) 商店街活性化事業 市街地の活性化を図るため、市街地区において実施される商工業者の事業拡大等に対して支援を行い、活力と魅力あるまちづくりを推進し、住民の雇用機会の拡大を図り、本村経済の発展と住民の福祉向上に資する事業で常駐体制のある事業
- (4) ふるさとづくり事業 村内全域において実施される、個性的なふるさとづくり活動を行う者に対して支援を行い、活力と潤いのあるまちづくりの推進に資する事業で常駐体制のある事業

2 次の各号に掲げる事業は、助成対象事業から除くものとする。

- (1) 第三者に売却又は譲渡することを目的とする事業
- (2) 国、道又は村の補償等の対象となる事業
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項から第8項に定める性風俗特殊営業の用に供される施設
- (4) 村の他の補助金の交付対象となる事業  
(事業の期間)

**第5条** 事業の期間は当該年度とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 特産品開発チャレンジ事業の特産品開発研究事業及び商店街活性化事業の家賃助成
- (2) 村長が特に認める理由によるもの  
(対象経費)

**第6条** 助成の対象となる経費は、事業に係る直接的経費に限るものとし、別表のとおりとする。  
(助成金の額)

**第7条** 第4条第1項に該当する事業に対して、別表のとおり助成するものとする。  
(制度の財源等)

**第8条** 本要綱の事業を推進するため、更別村ふるさと創生事業基金を対象事業の経費に充当し、助成するものとする。  
(助成金の交付)

**第9条** 助成金の交付手続きについては、この要綱で定めるもののほか更別村補助金等交付規則(昭

和54年規則第3号)に基づくものとする。

2 第4条第1項第3号及び第4号による事業は、更別村商工会を經由して提出するものとする。

(助成金の返還等)

**第10条** 村長は次の各号の一に該当するときは、当該助成対象者に対して、助成事業の取消し及び助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。ただし、村長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。

(1) 助成金を目的以外に使用したとき

(2) 第4条第3号及び第4号に規定する事業については、操業等を開始した日から5年以内に操業等を休止し、又は廃止したとき。ただし事業を第三者等に引き継ぎ操業を継続する場合はこの限りではない。

(3) 虚偽の申請等により助成金の交付を受けたとき

(4) 特別な事由もなく村税等公共料金を滞納したとき

(必要書類の提出)

**第11条** 助成対象者は、当該事業の内容を確認するために村長から必要書類の提出を求められた時は、速やかに応じなければならない。

(運営委員会の設置)

**第12条** 第4条に掲げる事業の適切な実施を図るため、ふるさと創生基金運営委員会を設置し、事業内容の審査及び調査等を行うものとする。

(委任)

**第13条** この要綱の施行について必要な事項は、村長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(関連要綱等の廃止)

2 更別村ふるさとづくり事業助成金交付要綱及び更別村ふるさとづくり事業助成金交付基準、更別村商店街活性化事業助成金交付要綱及び更別村商店街活性化事業助成基準並びに更別村地域づくり対策事業助成金交付要綱及び更別村地域づくり対策事業助成金基準は、廃止する。

(関連要綱の廃止に伴う経過措置)

3 この要綱の施行の際現に更別村商店街活性化事業助成金交付要綱第4条第1項第2号の助成を受けている事業は、第4条第1項第3号の事業として残存期間を引継ぐものとする。

4 更別村ふるさとづくり事業助成金交付要綱及び更別村商店街活性化事業助成金交付要綱の助成を受けた事業の助成金の返還等の取扱については、第10条に引継がれるものとする。

(平成29年4月から令和6年3月までの助成の特例)

5 平成29年4月から令和6年3月までに限り、商店街活性化事業及びふるさとづくり事業に係る助成は次の表のとおりとする。

区分		対象区域	助成対象基準	助成額等
商店街活性化事業	新規開店等施設整備事業	市街地	店舗新築、居抜き取得 ※店舗併用住宅の場合は住宅部分を除く	1 新築・増改築・居抜き取得の場合 助成額：対象事業費の30%以内
	空き店舗、空き家活用事業	市区	空き店舗、空き家を増改築取得、賃借による新規開店(移転開店を含む)、借家から取得による店舗開店。ただし、店舗に係る月額家賃の助成を受けた村内の借家から賃借による移転は除く ※店舗併用住宅の場合は住宅部分を除く	対象経費 建設整備費、家屋・土地取得費 備品購入費等 ※村から取得した場合は除く 2 既存店舗増改築・設備整備の場合 助成額：対象事業費の30%以内
	既存店舗改修事業		既存店舗の建替え新築、増改築、設備整備 ※以下に係る新たな取組等経営革新を図るものに限定する。 ①新たな顧客層の取込を図る整備	助成限度額：1事業500万円 対象経費 建設整備費、備品購入費等 3 賃借の場合 ①店舗改修 助成額：対象事業費の30%以内 助成限度額：1事業200万円

		<p>②幅広い年齢層の集客を図る整備</p> <p>③新たな販路を開拓する整備</p> <p>④効率化を図り持続的経営とする整備</p> <p>※店舗併用住宅の場合は住宅部分を除く</p>	<p>対象経費 改修整備費、備品購入費等</p> <p>②家賃助成 助成額：対象月額家賃の70%以内 助成限度額：1事業月額5万円 (2年間限度) 対象経費：月額家賃</p> <p>4 賃借から取得の場合 商店街活性化事業の「賃借」の助成対象者に該当してから5年以内を取得した場合、取得費の30%以内の額と「賃借」の助成額の合算額に対して500万円を限度に助成</p> <p>※1～4の助成金の額の1,000円未満の端数は切捨てるものとする。ただし、3②を除く。</p> <p>※1～4の各事業費の下限額は30万円とする。ただし、3②を除く。</p> <p>※1～4の対象経費に掲げる備品とは、国税庁が定める耐用年数4年以上のものを該当とする。</p>
ふるさとづくり事業	村内全域	<p>特産品の製造・販売等を行う施設のほか、飲食業やサービス業を行う施設の整備等有形事業</p> <p>ただし、第4条第1項第3号の対象となる事業は除</p>	<p>助成額：対象事業費の50%以内</p> <p>助成限度額：1事業300万円</p> <p>対象経費 施設整備費、土地取得費、備品購入費等</p> <p>※助成額は1,000円未満切捨てとす</p>

		く	る。 ※事業費の下限額は30万円とする。
--	--	---	-------------------------

**附 則（平成27年訓令第14号）**

この要綱は、平成27年6月18日から施行する。

**附 則（平成29年訓令第16号）**

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則（令和2年訓令第15号）**

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則（令和4年訓令第20号）**

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表（第4条、第6条、第7条関係）

区分		対象区域	助成対象基準	助成額等
地域づくり対策事業	地域振興調査・研究事業	村内	生活基盤及びその他生活安心に関するものの調査・研究	助成額：対象事業費の50%以内 助成限度額：1事業50万円
	コミュニティ振興事業	全域	住民のふれあい、繋がりに関するものの交流・催事	対象経費 広告費、会場借上料、会場設営費、報償費、消耗品、旅費等
	街なか生き生き活性化事業	市街地区	商店街の賑わい、交流、笑顔の創出に関するものの環境向上対策、催事	※助成金の額の1,000円未満の端数は切捨てるものとする。
特産品開発チャレンジ事業	特産品開発研究事業	村内全域	①新たな商品若しくは既存の商品と比較し、差別化が図れる商品を開発研究するもの ②村内を始め一般販売等（提供）を目指すもの ③継続して製造・販売を目指すもの ※研究結果報告書の提出を義務付ける。	助成額：対象事業費の90%以内 助成限度額：1事業1年200万円（3年間限度） 対象経費 原材料費、謝金、旅費、備品購入費（試作用）、市場調査費、商標登録料、品質検査費、デザイン開発費、印刷製本費等 ※助成金の額の1,000円未満の端数は切捨てるものとする。
	特産品販路開拓事業		特産品開発研究事業により開発された商品の販路拡大	助成額：対象事業費の90%以内 助成限度額：1事業100万円 対象経費 展示会等出展料、旅費、輸送費、賃借料、広告宣伝費等

				※助成金の額の1,000円未満の端数は切捨てるものとする。
	特産品販売組織設置事業		特産品開発研究事業若しくは特産品販路開拓事業を通して、生産・加工・販売等を一体的に行う事業体の設立	助成額：対象事業費の90%以内 助成限度額：1事業100万円 対象経費 定款作成費、登録免許税、登記料等 ※助成金の額の1,000円未満の端数は切捨てるものとする。
商店街活性化事業	新規開店等施設整備事業	市街地区	店舗新築（既存店舗の建替え新築含む）・増改築、居抜き取得 ※店舗併用住宅の場合は住宅部分を除く	1. 新築・増改築・居抜き取得の場合 助成額：対象事業費の30%以内 助成限度額：1事業300万円
	空き店舗、空き家活用事業		空き店舗、空き家を増改築取得、賃借による新規開店（移転開店を含む）、借家から取得による店舗開店 ただし、店舗に係る月額家賃の助成を受けた村内の借家から賃借による移転は除く ※店舗併用住宅の場合は住宅部分を除く	対象経費 建設整備費、家屋・土地取得費 備品購入費等 ※村から取得した場合は除く 2. 賃借の場合 ①店舗改修 助成額：対象事業費の30%以内 助成限度額：1事業100万円 対象経費 改修整備費、備品購入費等 ②家賃助成 助成額：対象月額家賃の70%以内 助成限度額：1事業月額5万



			<p>円</p> <p>(2年間限度)</p> <p>対象経費：月額家賃</p> <p>3. 賃借から取得の場合</p> <p>商店街活性化事業の「賃借」の助成対象者に該当してから5年以内を取得した場合、取得費の30%以内の額と「賃借」の助成額の合算額に対して300万円を限度に助成</p> <p>※1～3の助成金の額の1,000円未満の端数は切捨てるものとする。ただし、2②を除く。</p> <p>※1～3の各事業費の下限額は30万円とする。ただし、2②を除く。</p> <p>※1～3の対象経費に掲げる備品とは、国税庁が定める耐用年数4年以上のものを該当とする。</p>
ふるさとづくり事業	村内全域	<p>特産品の製造・販売等を行う施設のほか、飲食業やサービス業を行う施設の整備等有形事業</p> <p>ただし、第4条第1項第3号の対象となる事業は除く</p>	<p>助成額：対象事業費の50%以内</p> <p>助成限度額：1事業200万円</p> <p>対象経費</p> <p>施設整備費、土地取得費、備品購入費等</p> <p>※助成額は1,000円未満切捨てとする。</p> <p>※事業費の下限額は30万円とする。</p>